保全ニュースとうほく

平成２７年度　保全実態調査及び官庁建物実態調査の実施について

～　国の施設を管理されている皆様へ　～

東北地方整備局では、国家機関の建築物等の保全の実態を把握するため、各府省等のご協力のもと、毎年度保全実態調査及び官庁建物実態調査を実施しているところですが、平成２７年度に実施の本調査につきましてもご協力のほどよろしくお願いします。

保全実態調査及び官庁建物実態調査は【官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)】を使用して、インターネット環境を利用してＷｅｂ画面上から「入力・報告」を行います。

本調査につきましては、別途ご案内しております「保全実態調査及び官庁建物実態調査説明会（仙台／盛岡)」で詳細について説明しておりますが、入力の際には配布資料による注意事項等をよくご覧いただき、ご報告の際には各入力内容についてよくご確認願います。

今年度のスケジュールは概ね右図に示すとおりですが、昨年度と同様に報告期限の間際にアクセス集中により生ずるシステムダウンを回避するため、入力期間を第１・２グループに分けています。(詳細は送付の公文書にてご確認願います。)

本調査及びＢＩＭＭＳ－Ｎ入力に関するご不明の点については、下記の問い合わせ先までお願いします。

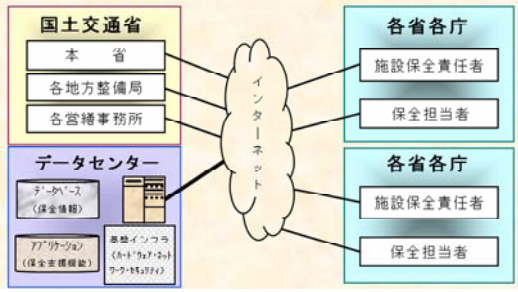

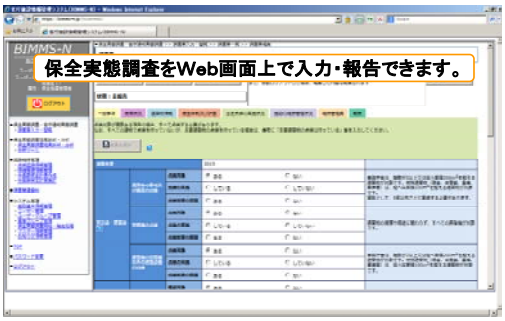

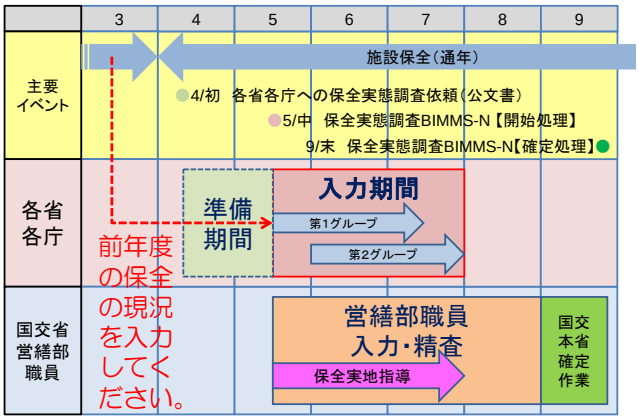

【官庁施設情報管理システム（ＢＩＭＭＳ－Ｎ）全般及び入力に関する問い合わせ先】
東北地方整備局　営繕部　調整課　　（担当：保全企画係）
TEL 022-225-2171　　FAX 022-225-2237

【保全実態調査等に関する問い合わせ先】
【官庁施設情報管理システム（ＢＩＭＭＳ－Ｎ）入力に関する問い合わせ先】
東北地方整備局　営繕部　保全指導・監督室（担当：保全指導係）
TEL 022-225-2171　　FAX 022-268-7833
東北地方整備局　盛岡営繕事務所（担当：保全指導・監督官）
TEL 019-651-2015　　FAX 019-605-8115

保全ニュースとうほく

ＢＩＭＭＳ－Ｎを有効に活用いただくために
～修繕履歴情報管理について～

BIMMS-N が新しくなり 2 年目の運用となります。今年度も保全実態調査が 5 月より開始となり、BIMMS-N 入力へのご協力をお願いすることとなります。

ご存知のとおり BIMMS-N には、「保全実態調査・官庁建物実態調査」、「保全実態調査結果診断・分析」、「点検記録情報管理」、「修繕履歴管理」、「中長期保全計画作成」及び「調査関連資料」といった、施設マネジメントをサポートする機能があります。

国は、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化計画（基本計画）」を決定し、各省各庁には、平成 28 年度までに「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、行動計画に基づき取組を推進するよう求めております。国土交通省では平成 26 年 5 月に「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定し、すでに官庁施設を始め、道路、河川、港湾等の全 14 分野にて計画を推進しております。この行動計画の官庁施設分野においては、平成 28 年度までに「個別施設計画」を策定することとなっており、その中身は大きく分けると、「中長期保全計画の作成」と「保全台帳の作成」になっています。

各省各庁で作成される行動計画にも、自ら管理されている施設（建物）が組み込まれるものと思われます。行動計画を推進する上で中長期保全計画と保全台帳は重要な部分となります。中長期保全計画の作成方法については、昨年度発行の営繕とうほく 131・132 号に掲載しておりますのでそちらをごらんいただくとして、今号では修繕履歴管理について若干の説明をしたいと思います。

「保全台帳」という言葉は BIMMS-N 上にはありません。BIMMS-N では「施設維持管理」となっています。点検記録や修繕履歴情報を合わせたものが「保全台帳」となります。

ところで「修繕履歴とは、どういったものを言うのでしょうか？」、「修繕と一般的に使っていますが、建物にとっての修繕とは何でしょうか？」模様替、改修、補修、修理、修繕、部品交換・取替、全面更新、云々。様々な用語が使用されています。しかしながら施設をマネジメントしていくうえでは用語の定義の持つ意味はあまりありません。手をかけた全てを何らかの履歴として残し、たとえば建物カルテの様相にでもし、取壊しのそのときが来るまで蓄積管理して保全に役立てて、建物を良好な状態として維持し続けなければなりません。これは施設管理者の責務です。

長寿命化基本計画が策定されたように、建物の長寿命化は国の命題でもあります。長寿命化を計画する上で必要なことは、まずは現状把握、そして記録された履歴があることとなります。その履歴には、修繕等だけではなく、増築や新築等も当然のことながら記録しておかなければなりません。

BIMMS-N の修繕履歴管理機能は、平成 26 年 5 月に運用を開始した当初から組み込まれていましたが、その入力要領やマニュアル等がありませんでした。今般「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）入力マニュアル（修繕履歴情報管理編）」として新創しました。このマニュアルには、修繕履歴管理の必要性や必須入力項目、具体的な入力ルール等を記載しています。

マニュアルでは、金額が 100 万円以上の工事や修繕等を必須入力としておりますが、100 万円未満の修繕等の入力を妨げるものではありません。先にも述べましたように施設マネジメントには履歴は重要となりますので、施設管理者や保全担当者の判断のもと入力されてもかまいません。

施設管理者の方々は、各省各庁の定めた長寿命化行動計画に基づく長寿命化対策を計画していかなければなりません。群として複数棟管理している施設においても、全棟同じように長寿命化していかなければなりません。点検記録・修繕履歴のいわゆる保全台帳の整備は必要不可欠となります。ぜひとも新創したマニュアルをご覧いただいて BIMMS-N を隅々まで利用して、有効に活用していただきたいと思います。

なお、マニュアルは BIMMS-N の調査関連資料のメニューからダウンロードできます。

■BIMMS-N の「修繕履歴情報」（個々の修繕の内容等）の画面

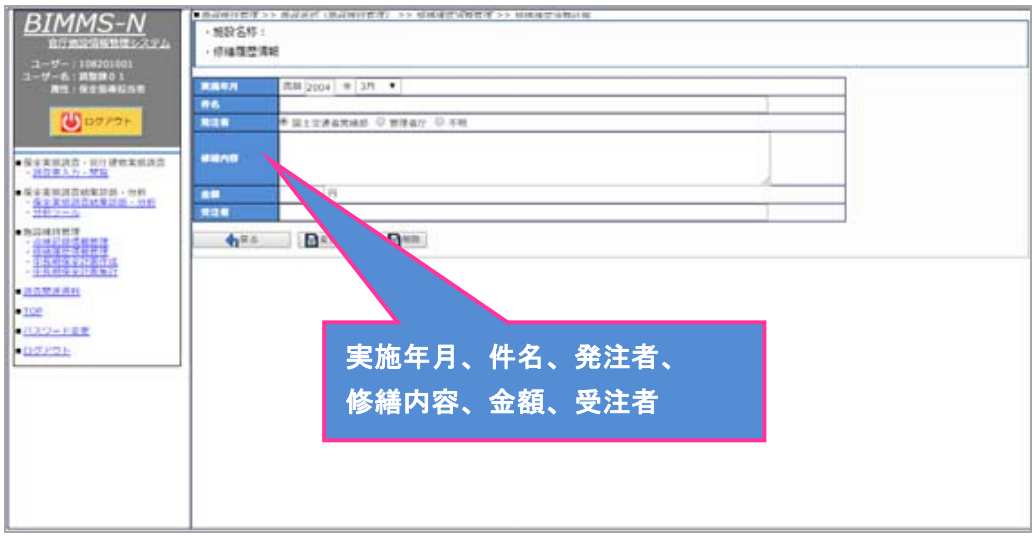

■BIMMS-N の「修繕履歴情報一覧」の画面

保全ニュースとうほく

東北地方整備局営繕部ホームページのリニューアルについて

この度、東北地方整備局営繕部ホームページの保全に関するページのリニューアルを行いました。これまで、機関誌「保全ニュースとうほく」を中心に情報提供させて頂いておりましたが、その他の保全に関する情報の充実等も図り、新たに「保全のページ」として整理させて頂きました。

●東北地方整備局営繕部　『保全のページ』ＵＲＬ

http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00093/K00490/eizen/hozen/hozen.html

東北地方整備局営繕部トップページ　　『保全のページ』トップ

「建築物の保全とは」のページには、「保全の概念」や「保全の目標」といった建築物等の保全に関する基本的な事項の説明を記載しています。

「施設管理者、保全担当者の役割」のページは、国家機関の建築物等の施設管理、保全を担当される方々のためのページとして、施設保全担当者等が行うべき保全の内容、関係法令、保全計画の作成方法等についての説明を記載しています。新たに国家機関の建築物等の施設保全を担当されるようになった方には、是非、このページを一読して頂きたいと考えています。

「保全実態調査」のページには、保全実態調査の概要や保全実態調査を実施するためのシステム「官庁施設情報管理システム（ＢＩＭＭＳ－Ｎ）」に関する説明等を記載しています。

その他のページの説明は省略させて頂きますが、今後も情報の充実を図って行きたいと考えておりますので、保全に関する情報収集等にご活用ください。

また、国土交通省（本省）大臣官房官庁営繕部のホームページも、保全に関するポータルサイトとして整理されました。各地方整備局等が発行するバックナンバーへもアクセスできるようになりましたので、適正な保全の実施に向けての情報収集等にご利用ください。

●国土交通省大臣官房官庁営繕部　『官庁施設の保全』のページＵＲＬ

http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000046.html

保全ニュースとうほく

平成２７年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」の開催について

東北地方整備局営繕部及び盛岡営繕事務所では、保全に関する情報提供等を目的とする「東北地区官庁施設保全連絡会議」を毎年開催しています。今年度の開催予定は以下の通りです。

平成２７年度　東北地区官庁施設保全連絡会議日程（予定）

開 催 日	開催地	会　場
７月　７日（火）	仙台市	宮城県建設産業会館（予定）
７月１５日（水）	盛岡市	盛岡第２合同庁舎（予定）
７月１６日（木）	福島市	コラッセふくしま（予定）
７月２２日（水）	青森市	青森第２合同庁舎
７月２３日（木）	山形市	山形生涯学習センター（遊学館）（予定）
７月２９日（水）	秋田市	秋田第１合同庁舎

本会議は、保全指導・支援の一環として、国家機関の施設管理等を担当される方々を主たる対象にしておりますが、施設保全に関する最新の制度や技術に関する情報提供等も行うため、広く地方公共団体、独立行政法人の施設管理者の方々等への参加も呼びかけています。

今年度の会議では、「東北地方における国家機関の建築物等の保全の現況」や「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」、「官庁施設の被災情報伝達要領」などについて説明させていただく予定です。また、会議終了後、保全に関する各種相談を受け付けますので、施設の保全業務に関するお悩みなどがございましたら、お気軽にご相談ください。

なお会議では、建築物や保全に関する用語などを説明させて頂く時間を確保することが難しいため、保全に関する基礎的な知識等につきましては、前ページで紹介しましたホームページ（保全のページ）等で事前に確認・学習してくださいますよう、よろしくお願いします。

お知らせ

東北地方整備局では、技術的な協力・支援を積極的に行うため、保全に関する相談窓口を設置しております。今回の記事内容以外にも保全に関する相談事項がございましたら、下記の相談窓口までお気軽にご相談ください。

【保全に関する相談窓口】　東北地方整備局

営繕部　保全指導・監督室　　担当者　室長補佐

TEL 022-225-2171　（内線 5513）　FAX 022-268-7833

盛岡営繕事務所　　担当者　保全指導・監督官室長

TEL 019-651-2015　　FAX 019-605-8115